防災担当部課長会議　会議録

１　日　時　平成２８年７月２６日（火）　午後１時３０分

２　会　場　愛知県自治センター４階大会議室

３　当番市　豊田市

４　出席者　愛知県・・・防災局防災危機管理課啓発Ｇ　垣本　宏治　課長補佐
　　防災局災害対策課支援Ｇ　　近藤　竜也　課長補佐
　　市町村・・・豊田市防災対策課長　村上　光彦　始め３８名
　　市長会事務局・・・行政係長　西本　康一　始め３名

５　内　容
（１）開　　会
　　市長会事務局　財政係長　神谷　直子
（２）議長選出
　　豊田市防災対策課長　村上　光彦
（３）議　　題
　① り災証明書の発行期限について（尾張旭市提出）
　　り災証明の発行に際して発行期限に関する要綱を定めておらず、災害発生から時間が経った被害に対し、証明を発行するか否か判断に迷うことがあるため、各市の状況を知りたい。
　　【各市の状況】
　　岩倉市：
　　り災から１４日以内の災害に対して証明書を発行することとして要綱を定めている。また、り災証明書とは別に、証明書の発行申請があった事実を証明するものとして、り災届出証明書を発行している。
　　豊田市：
　　現在、西三河防災減災連携研究会のプロジェクトチームにて、り災証明に関する諸課題について統一化を検討しており、検討結果が出た際には情報提供する予定。
　　【愛知県のコメント】
　　災害対策基本法においては、家屋被害に限り被害程度を証明することとされている。証明書発行の趣旨は、被災者生活再建支援金等、公的機関による支援制度の申請に必要だからである。保険会社の査定業務に証明書が発行されるケースがあるとのことだが、本来、家屋等の被害査定を行うのは保険会社なので、市町村が発行した証明を査定結果として使用することは趣旨から外

れると思われる。
　また、災害対策基本法では証明に関する専門的知識を有する職員の育成に努めなければならないとされているが、現状は厳しい状況となっている。愛知県として、今後育成研修等の実施を検討しており、実施の際は各市町村へ連絡する。

② 地震体験車の活用状況について（刈谷市提出）
愛知県から地震体験車を借用できるが、各市の活用状況及び各市で所有する地震体験車がある場合は、金額、車両の能力、活用状況等について各市の状況を知りたい。
【各市の状況】
西尾市：
小学校の防災学習、防災イベント等で活用している。
名古屋市：
防災イベント等で活用しており、車両の能力、運行回数等については資料２のとおり。また、活用実績等を踏まえて車両を２台所有している。
春日井市：
車両は市消防本部が所有しており、地元の防災訓練等に活用している。訓練の日程が重なり空きが少なくなることが課題。
豊田市：
車両は市消防本部が所有。活用状況等については資料２のとおり。
半田市：
組合消防が起震車を所有しているため、車両を使用する際は職員が車両を取りに行かなければならず、運転できる職員も限られているためその点が課題である。
【愛知県のコメント】
愛知県では起震車を３台所有している。運転できる職員が限られている点、維持管理費の財源確保が課題である。

③ 風水害における避難所の開設方法について（春日井市提出）
あらかじめ避難所毎に担当職員を決め、警報等が発令された場合は当該職員が参集して避難所を開設しているが、人件費、避難所担当職員の負担の増加、鍵の管理方法等の課題が発生しているため、各市の状況を知りたい。
【各市の状況】
東海市：
鍵の管理については、職員個人の管理ではなく避難所の防災倉庫に保管してある。その他の運用については資料３のとおり。

北名古屋市：
避難所の開設が決定後､災害対策本部から避難所の鍵及び資機材等を持ち出し、職員が担当する避難所へ向かうこととなっている。
豊田市：
避難所を担当する職員の他に、中学校区毎に各避難所を管轄する地区対策班を設けている。職員数の少ない中山間地域の選任に苦慮している。
【愛知県のコメント】
避難所の担当職員については、職員を固定せずローテーションさせる方法を取る市町村もある。
また、熊本地震の復興支援においては車中泊及びテント泊の避難者がクローズアップされた。これら避難所以外の場所に避難した方への対応方法や、避難所へのスムーズな物流体制の構築が課題だと思われる。またペット連れの避難者への対応については、熊本の避難所では施設管理者と調整のうえ一般の避難者と別の避難スペースを開放していた。

6　その他
刈谷市：
先日、愛知県の主催で応急危険度判定士講習会が実施されたが、申込期間が短いと感じたため、期間の確認及び改善をしてほしい。
【愛知県の回答】
○ 応急危険度判定士関係の講習会の開催について
名称：被災建築物応急危険度判定士講習会
主催：建築物地震対策推進協議会
県及び市町村で構成
県担当部局等：建設部建築局住宅計画課　防災まちづくりグループ
電話 052-954-6549　内線 2781
○ 住宅計画課確認事項
※　県及び市町村で構成される協議会が主催であり、県及び市町村の職員が講師となる研修会であることから、委託事業ではないとのこと。
※　協議会主催のため、開催通知にあっては、十分期間をもって対応したとのこと。

7　次年度当番市の決定
安城市

8　閉　　会
市長会事務局　財政係長　神谷　直子